

令和6年6月25日

市内介護保険事業者 各位

高齢者施設等における「建物修繕・非常災害用設備等の整備」及び「新規整備等」に関する補助金活用希望に関する調査（依頼）

日頃より、本市の高齢者福祉施策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省において、令和7年度補助事業として建物修繕や非常災害用設備を整備する際の補助制度、また、神奈川県において新規整備関係の補助制度が示されております。川崎市においても国や県の交付金等を活用し幾つかの補助事業を行っているところですが、令和7年度以降の補助メニューにおける予算化の必要性について検討を行うためニーズ調査を行います。

つきましては、補助金活用を希望される場合は、別紙の調査票を期日までに御回答ください。なお、今回の調査における補助メニューについて、予算化をお約束するものではありませんが、検討材料とするため希望される場合は御提出をお願いします。

- 1 提出期日 令和6年7月19日（金）
- 2 提出先 高齢者事業推進課 課共有メール（40kosui@city.kawasaki.jp）
※メールの件名を「回答 整備等補助金活用希望調査」としてください。
- 3 対象施設 別紙及び県要領等参照
- 4 補助メニュー・金額等 別紙及び県要領等参照
- 5 提出書類 調査票
- 6 その他
 - （1）補助対象は、事業所の運営法人が工事等の補助事業を行った場合になります。
 - （2）補助条件等がありますので、提出にあたり国・県の規定等を十分に御確認ください。
 - （3）補助事業は、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」及び神奈川県の「地域医療介護総合確保基金」等を財源としますので、国や県で補助メニューが予算化されなかった場合、本市においても予算化はされません。
 - （4）原則として、過去に活用済みの補助メニューについて同一の施設で再度活用をすることはできません。
 - （5）神奈川県等から今回の本市の調査に類似した活用希望調査がされた場合は、神奈川県等へも回答をしてください。（補助メニューにより、来年度以降、申請窓口が市から県へ変更される、またはその逆となる場合があります）

(6) 補助事業が本市において予算化された場合、本市への事前相談、申請から交付決定まで(補助事業に着手できるまで)に数カ月かかることが見込まれますので御承知おきください。

(7) 本市において「補助金等工事事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、100万円を超える補助金等を交付される補助事業者については方針に沿った対応をしていただきますので、基本方針を御確認ください。

《担当・提出先》

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

課共有メール 40kosui@city.kawasaki.jp

電話 【建物修繕・非常災害用設備等の補助事業に関する事】

044-200-2652 (計画推進係)

【新規整備等の補助事業に関する事】

044-200-3471 (介護基盤係)